

別表-1 定期水質検査の項目と回数(毎日検査項目)

(検査回数/日)

検査区分	番号	検査項目	給水栓(蛇口) (20系統)
毎日 検査項目	1	色	1
	2	濁り	1
	3	消毒の残留効果	1

別表-2 定期水質検査の項目と回数(水質基準項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	水質基準値	単位	給水栓 (蛇口) (26地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源		
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼 <sup>注5</sup> (11地点)
健康 に 関 す る 項 目	1	一般細菌	100以下	CFU/mL	12	12	12	12	4	-	-
	2	大腸菌 <sup>注2</sup>	検出されないこと		12	12	12	12	4	-	-
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	14	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) <sup>注4</sup>	0.00005以下	mg/L	-	4	4	4	-	-	-
	21	ベンゼン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	22	塩素酸	0.6以下	mg/L	12	12	12	12	4	4	-
	23	クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	24	クロロホルム	0.06以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	27	臭素酸	0.01以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	28	総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	31	ブロモホルム	0.09以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	32	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-
基 準 項 目	33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	35	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	36	銅及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	37	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	38	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	39	塩化物イオン	200以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	-
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	41	蒸発残留物	500以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
関 す る 項 目	43	ジェオスミン	0.00001以下	mg/L	12	12	12	12	12	12 <sup>注3</sup>	12 <sup>注6</sup> ※
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/L	12	12	12	12	12	12 <sup>注3</sup>	12 <sup>注6</sup> ※
	45	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	46	フェノール類	0.005以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	48	pH値	5.8~8.6		12	12	12	12	12	12	12※
	49	味	異常でないこと		12	12	12	-	-	-	-
	50	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12
	51	色度	5以下	度	12	12	12	12	12	12	12
	52	濁度	2以下	度	12	12	12	12	12	12	12

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施します。

注2 原水及び水源の検査の場合、単位はMPN/100mL。

注3 養老川水系の流入河川ではジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは検査しません。

注4 新たに水質基準項目となったPFOS及びPFOAは、当面、浄水場及び給水場等で検査を実施します。

注5 豊田堰及び八間堰は、4月~6月に検査を実施し、※の項目について検査します。

注6 手賀沼の流入河川ではジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは検査しません。

別表-3 定期水質検査の項目と回数(水質管理目標設定項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	目標値 (P: 暫定)	単位	給水栓 (蛇口) (26地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源			
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼他 <sup>注2</sup> (11地点)	
水 質 管 理 目 標 設 定 項 目	1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	2	ウラン及びその化合物	0.002P以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-	
	4	欠番										
	5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	6	欠番										
	7	欠番										
	8	トルエン	0.4以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	10	亜塩素酸	0.6以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-	
	11	欠番										
	12	二酸化塩素	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査は実施しません。							
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01P以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-	
	14	抱水クロラール	0.02P以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-	
	15	農薬類 (※別表-4記載115物質)	1以下		-	-	4	2	-	-	-	
	16	残留塩素	1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-	
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	18	マンガン及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-	
	19	遊離炭酸	20以下	mg/L	-	-	4	-	-	-	-	
	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	mg/L	有機物(全有機炭素(TOC)の量)で代替できるため、検査は実施しません。							
	23	臭気強度(TON)	3以下		12	12	12	12	-	-	-	
	24	蒸発残留物	30~200	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	25	濁度	1以下	度	12	12	12	12	12	12	12	
	26	pH値	7.5程度		12	12	12	12	12	12	12※	
	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		-	-	4	-	-	-	-	
	28	従属栄養細菌	2000P以下	CFU/mL	12	12	12	12	-	-	-	
	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-	
	30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-	

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施します。

注2 豊田堰及び八間堰は、4月~6月に検査を実施し、※の項目について検査します。

別表-4 農薬類(115物質)

番号	農薬名	目標値	単位
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06以下	mg/L
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08以下	mg/L
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02以下	mg/L
4	EPN	0.004以下	mg/L
5	MCPA	0.005以下	mg/L
6	アシュラム	0.9以下	mg/L
7	アセフェート	0.006以下	mg/L
8	アトラジン	0.01以下	mg/L
9	アニロホス	0.003以下	mg/L
10	アミトラズ	0.006以下	mg/L
11	アラクロール	0.03以下	mg/L
12	イソキサチオン	0.005以下	mg/L
13	イソフェンホス	0.001以下	mg/L
14	イソプロカルブ(MIPG)	0.01以下	mg/L
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	mg/L
16	イブフェンカルバゾン	0.002以下	mg/L
17	イプロベンホス(IBP)	0.09以下	mg/L
18	イミノクタジン	0.006以下	mg/L
19	インダノファン	0.009以下	mg/L
20	エスプロカルブ	0.03以下	mg/L
21	エトフェンプロックス	0.08以下	mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01以下	mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02以下	mg/L
24	オキシ銅(有機銅)	0.03以下	mg/L
25	オリサストロビン	0.1以下	mg/L
26	カズサホス	0.0006以下	mg/L
27	カフェンストロール	0.008以下	mg/L
28	カルタップ	0.05以下	mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02以下	mg/L
30	カルボフラン	0.0003以下	mg/L
31	キノクラミン(ACN)	0.005以下	mg/L
32	キャブタン	0.3以下	mg/L
33	クミルロン	0.03以下	mg/L
34	グリホサート	2以下	mg/L
35	グルホシネート	0.02以下	mg/L
36	クロメプロップ	0.02以下	mg/L
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001以下	mg/L
38	クロルピリホス	0.003以下	mg/L
39	クロロタロニル(TPN)	0.05以下	mg/L
40	シアナジン	0.001以下	mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003以下	mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02以下	mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03以下	mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	mg/L
45	ジクワット	0.01以下	mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004以下	mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005以下 <sup>注1</sup>	mg/L
48	ジチオビル	0.009以下	mg/L
49	シハロホップブチル	0.006以下	mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003以下	mg/L
51	ジメタメトリン	0.02以下	mg/L
52	ジメトエート	0.05以下	mg/L
53	シメトリン	0.03以下	mg/L
54	ダイアジノン	0.003以下	mg/L
55	ダイムロン	0.8以下	mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01以下 <sup>注2</sup>	mg/L
57	チアジニル	0.1以下	mg/L

番号	農薬名	目標値	単位
58	チウラム	0.02以下	mg/L
59	チオジカルブ	0.08以下	mg/L
60	チオファネートメチル	0.3以下	mg/L
61	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L
62	テフリルトリオン	0.002以下	mg/L
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02以下	mg/L
64	トリクロビル	0.006以下	mg/L
65	トリクロルホン(DEP)	0.005以下	mg/L
66	トリシクラゾール	0.1以下	mg/L
67	トリフルラリン	0.06以下	mg/L
68	ナプロバミド	0.03以下	mg/L
69	パラコート	0.01以下	mg/L
70	ビペロホス	0.0009以下	mg/L
71	ビラクロニル	0.01以下	mg/L
72	ピラゾキシフェン	0.004以下	mg/L
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02以下	mg/L
74	ピリダフェンチオン	0.002以下	mg/L
75	ピリプチカルブ	0.02以下	mg/L
76	ピロキロン	0.05以下	mg/L
77	フィプロニル	0.0005以下	mg/L
78	フェントロチオン(MEP)	0.01以下	mg/L
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	mg/L
80	フェリムゾン	0.05以下	mg/L
81	フェンチオン(MPP)	0.006以下	mg/L
82	フェントエート(PAP)	0.007以下	mg/L
83	フェントラザミド	0.01以下	mg/L
84	フサライド	0.1以下	mg/L
85	フタクロール	0.03以下	mg/L
86	フタミホス	0.02以下	mg/L
87	フプロフェジン	0.02以下	mg/L
88	フルアジナム	0.03以下	mg/L
89	プレチラクロール	0.05以下	mg/L
90	プロシミドン	0.09以下	mg/L
91	プロチオホス	0.007以下	mg/L
92	プロピコナゾール	0.05以下	mg/L
93	プロピザミド	0.05以下	mg/L
94	プロベナゾール	0.03以下	mg/L
95	プロモブチド	0.1以下	mg/L
96	ベノミル	0.02以下	mg/L
97	ペンシクロン	0.1以下	mg/L
98	ベンジビシクロン	0.09以下	mg/L
99	ベンゾフェナップ	0.005以下	mg/L
100	ペンタゾン	0.2以下	mg/L
101	ペンディメタリン	0.3以下	mg/L
102	ペンフルカルブ	0.02以下	mg/L
103	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下	mg/L
104	ペンフレセート	0.07以下	mg/L
105	ホスチアゼート	0.005以下	mg/L
106	マラチオン(マラソン)	0.7以下	mg/L
107	メコプロップ(MCPP)	0.05以下	mg/L
108	メソミル	0.03以下	mg/L
109	メタラキシル	0.2以下	mg/L
110	メチダチオン(DMTP)	0.004以下	mg/L
111	メミノストロビン	0.04以下	mg/L
112	メトリブジン	0.03以下	mg/L
113	メフェナセツト	0.02以下	mg/L
114	メフロニル	0.1以下	mg/L
115	モリネート	0.005以下	mg/L

注1 二硫化炭素として

注2 メチルイソチオシアネートとして

別表-5 定期水質検査の項目と回数(その他項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	目標値等 (P:暫定)	単位	給水栓 (蛇口) (26地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源		
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼他 <sup>注2</sup> (11地点)
その他項目	1	アンモニア態窒素	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	2	アルカリ度	-	mg/L	-	-	12	12	-	-	-
	3	電気伝導率	-	mS/m	12	12	12	12	12	12	12※
	4	酸度	-	mg/L	4	4	12	12	-	-	-
	5	溶存酸素(DO)	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12※
	6	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	mg/L	-	-	-	河川系12	河川系12	河川系12	河川系12
	7	化学的酸素要求量(COD)	-	mg/L	-	-	-	湖沼系12	湖沼系12	湖沼系12	湖沼系12
	8	総窒素	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	9	総りん	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	10	りん酸イオン	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	11	浮遊物質	-	mg/L	-	-	-	12	-	-	-
	12	硫酸イオン	-	mg/L	4	4	4	4	-	-	-
	13	溶性ケイ酸	-	mg/L	-	-	4	4	-	-	-
	14	臭化物イオン	-	mg/L	-	-	12	12	12	12	-
	15	紫外線吸光度	-	-	-	-	12	12	-	-	-
	16	トリハロメタン生成能	-	mg/L	-	-	-	4	-	-	-
	17	植物プランクトン	-	単位数/mL	-	-	-	12	湖沼系12	湖沼系12	湖沼系12
	18	クリプトスポリジウム	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	-	-	4 <sup>注3</sup>	4	-	-	-
	19	ジアルジア	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	-	-	4 <sup>注3</sup>	4	-	-	-
	20	嫌気性芽胞菌	-	CFU/100mL	-	-	-	4	-	-	-
	21	ダイオキシン類	1P以下	pg-TEQ/L	-	-	2	2	-	-	-
	22	放射性セシウム(Cs-134)	合計10以下	Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-	-
	23	放射性セシウム(Cs-137)		Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-	-
	24	放射性ヨウ素(I-131)	注5	Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-	-
	25	過塩素酸	0.025以下	mg/L	-	-	4	4	-	-	-
	26	カルシウム硬度	-	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	27	マグネシウム硬度	-	mg/L	4	4	4	4	4	-	-

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施します。

注2 豊田堰及び八間堰は、4月～6月に検査を実施し、※の項目について検査します。

注3 クリプトスポリジウム及びジアルジアの浄水の検査は5地点(各浄水場のろ過後の水)で実施します。

注4 放射性物質の浄水の検査は5地点(各浄水場の配水池)で実施します。

注5 原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値:放射性ヨウ素(飲料水) 300Bq/kg。

衛生法に基づく暫定的な指標値:放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。